



火災予防分野の電子申請（メールによる手続き） の開始について

2025. 01. 06

令和 7 年 1 月 6 日から当消防本部において火災予防関係書類の電子申請が可能となりましたのでお知らせいたします。

電子申請可能書類

当消防本部ホームページに掲載している様式全てとする。

ただし、下記のは除く。

防火対象物使用開始届出書、工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、道路工事届出書、水道断滅水届出書、開発行為関係届出書、危険物施設関係届出書で手数料徴収のあるもの。

※電子申請ができない書類については、従来通り対面での申請をお願いいたします。

電子申請（メールによる手続き）について

- ・事前に様式をダウンロードし、必要事項等を入力の上電子申請用メールアドレスへ申請してください。
- ・申請書類決裁後に、申請書へ受領印を押印し、申請者へ返信いたしますので維持管理台帳等への編冊やデータ保存をお願いします。
- ・事前相談が必要な場合は、消防本部予防課へご相談ください。

予防課、十和田消防署、十和田湖消防署、湖畔出張所、六戸消防署への電子申請用アドレスはこちらです。

電子申請用アドレス

tfd_yobousinsei@juno.ocn.ne.jp

ご不明な点がございましたら、消防本部予防課までご連絡ください。

0176-25-4113（予防課直通）